

【資料】

○西原町健康づくり推進協議会要綱

平成 11 年 11 月 24 日

要綱第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、西原町附属機関の設置に関する条例(平成 16 年西原町条例第 17 号)第 3 条の規定に基づき、西原町健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について調査、研究及び審議し、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) 健康診査及び健康相談事業に関すること。
- (2) 保健衛生事業及び組織の育成に関すること。
- (3) 栄養指導に関すること。
- (4) 健康づくりに関する知識の普及に関すること。
- (5) その他健康増進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健所等の関係行政機関の職員
- (2) 医師会等の保健医療機関の職員
- (3) 学校、事務所及び関係団体の職員
- (4) 知識経験者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 協議会の会議は、会長が議長となる。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を求めることができる。

(幹事会)

第8条 第2条に規定する所掌事務について、事前に調査及び研究し、その内容を協議会に提起するため、協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、介護支援課長、生涯学習課長、福祉課長及び町社会福祉協議会事務局長をもって充てる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(内規の廃止)

2 西原町健康づくり推進協議会設置要綱(内規・昭和61年2月6日施行)は、廃止する。

附 則(平成20年要綱第22号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

西原町健康づくり推進協議会委員名簿

任期：平成25年3月1日～平成27年2月28日

No	役職	氏名	性別	団体名
1	会長	宮川 桂子	女	沖縄県南部福祉保健所 健康推進班長
2	副会長	新川 善昭	男	西原町国民健康保険運営協議会 会長
3	委員	新川 佳代子	女	西原町民生委員児童委員協議会
4	委員	新川 斉	男	あらかわ歯科 院長
5	委員	上原 悦子	女	西原町商工会 女性副部長
6	委員	太田 計	男	太田小児科 院長
7	委員	金城 昇	男	琉球大学 教育学部 教授
8	委員	金城 光子	女	西原町老人クラブ 副会長
9	委員	新城 光子	女	西原町食生活改善推進員協議会 会長
10	委員	伊川 幸子	女	西原町行政区自治会長会
11	委員	稲嶺亜佐子	女	西原町養護教諭研究会 会長